

建設業者の皆様へ

一式工事（土木、建築）における工事経歴書確認の実施について

建設事務所に提出される決算変更届出書（事業年度終了後の届出書）に添付された一式工事の工事経歴書の一部において、一式工事にあたらなと思われる少額工事や下請工事の計上などが見受けられたことから、当分の間（平成30年10月の運用開始後5年を目途）、一定の判断基準に合致する場合には、一式工事として認めてきました。

この度、当初の判断基準を示してから5年を経過し、一定の周知が図られたことに伴い、見直しを行いました。

つきましては、今後は工事経歴書の記入にあたり、一式工事の工事経歴書に計上された少額工事や下請工事については、下記のとおり取り扱うこととし、建設業法の趣旨を徹底するため、引き続き許可申請時（更新、業種追加を含む）及び決算変更届受付時並びに経営事項審査時に、その工事内容の聞き取りなど詳細な確認を実施します。

建設業法 別表第一（第2条・第3条）

略号	建設工事の種類 （法律別表）	許可業種 （法律別表）	建設工事の内容 （昭和47年3月8日建設省告示350号）
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造または解体する工事を含む。以下同じ。）
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事

◇一式工事の基本的な考え方

①総合的な企画、指導、調整（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、仮設物、工事材料等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）が必要な建設工事

②大規模かつ複雑で個別の専門工事では施工困難な建設工事

③原則、二以上の専門工事を組み合わせて施工する建設工事

※ 土木一式工事または建築一式工事の工事経歴書を作成する際は、上記①～③の項目すべてに該当するか確認してください。

【参考】一式工事の区分表

業種	例示工事	留意事項
土木一式工事	道路新設改良工事、トンネル工事、橋梁工事、河川改良工事、港湾改修工事、公共下水道工事、治山工事、灌漑、災害復旧工事など公共工事において土木一式工事として発注されたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・除草などの業務委託については発注区分が土木一式工事であるが含めない。 （地域維持型業務委託、またはこれに準ずる小規模修繕の発注については、技術者配置の要件を満たす場合に工事に該当する工種について土木一式として認めるものとする。）
	敷地（宅地）造成工事 駐車場造成工事 管渠敷設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・切土、盛土、締固め、擁壁工、排水工など複数の工種を総合的に施工していること。（土工工事のみといった単一工種でないこと。）
建築一式工事	公共建築物における新築・増改築工事、改修工事・大規模修繕など公共工事において建築一式工事として発注されたもの。	—
	住宅、店舗、工場、マンションなどの新築・増改築工事、改造・改修・修繕工事（設備関係の設置を含めた仮設住宅工事を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・改造、改修工事については、事務所から店舗への用途変更を伴うものや建築物の主要構造部（躯体）の一部に変更が加えられるもの（避難階段の設置を含む。）であること。 （小規模な補修工事や建築物の形状を変えない造作中心の工事は含めない。） ・修繕工事については内装、電気、給排水設備などの複数の工種を総合的に施工していること。（内装のみといった単一工種でないこと。）

*この区分表については、一式工事における代表的な工事の一例を示したものであり、具体的な一式工事の判断については工事名称でなく主たる工種・工事内容により判断することになります。

*少額工事や下請工事の施工については専門工事にあたりと考えられることから、原則、一式工事としての計上は認められません。但し、後述する「元請における少額工事の判断基準」及び「下請工事における判断基準」に合致する場合には、一式工事として認めることがあります。

なお、工事経歴書の計上内容に疑義がある場合は、各建設事務所から必要に応じて、工事内容や施工体制の詳細が分かる資料、下請工事の位置づけが一次下請であることを確認する資料の提出を求めることがありますので、ご注意ください。

*決算変更届に添付された一式工事の工事経歴書において、一式工事にあたらぬと思われる少額工事や下請工事が計上されている場合は、「専門工事」や「その他の建設工事」へ振替指導等を実施することがあります。

数十万円程度の少額工事については、専門工事にあたると考えられるところ、以下の1及び、2の①または②のいずれかの項目にあてはまり、総合的に一式工事と判断されるものについては、一式工事として扱うものとします。

- 1 原則、二以上の専門工事を組み合わせて施工する建設工事であること。
複数の業種（工種）を包括する工事目的物（工作物）の請負であること。
*複数の業種（工種）を包括する工事目的物（工作物）の請負とは、独立した複数の工種（業種）から成り、かつ複数の工種が一体となることで機能する工事目的物（工作物）の請負をいう。（注記1）
- 2 総合的な企画、指導、調整が必要な建設工事であること。（注記2）
 - ①工事の施工にあたり、施工計画の作成、施工現場における工事の工程管理、品質管理、安全管理その他などの一連の施工管理を必要とし、実施していること。
*品質管理とは、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等にかかる品質管理をいう。
*安全管理には、労働災害の発生防止のほか、公衆に危険が及ばないよう措置を講じる対外的な安全管理を含む。
*その他には道路使用許可にかかる手続きや他工事の事業者との調整を含む。
*一連の施工管理についての判断は、施工を適格に行うための技術上の管理が概ねとられているかによる。
 - ②当該工事の一部を下請に請け負わせ、下請人に対する指導・監督、または下請負人間の施工の調整を行っていること。

注記1. 複数の工種（業種）であるものの、次のように、それらの工種（業種）が主たる専門工種（業種）と従たる専門工種（業種）の関係にあるものについては主たる専門工事の附帯工事にあたることから、一式工事とは認められない。

- i 主たる工事の機能を保全し、十分な能力を発揮させるために必要である工事
（例）管工事（冷暖房工事）の施工に伴い、その施工の必要が生じる熱絶縁工
屋根工事の施工に伴い、その施工の必要が生じる塗装補修工事
- ii 主たる工事に関連して必要が生じた工事
（例）建物内部の電気工事の施工に伴い、その施工の必要が生じた内装仕上工事
建具工事の施工に伴い、その施工の必要が生じた塗装工事や内装仕上工事

注記2-1. 発注者（公の機関に限る）から総合的な企画調整、施工体制の安定的確保が求められるとして一式工事が発注される工事については、一式工事として扱うことができる。

なお、発注区分が明示されていないものについては、当該、公の機関に問い合わせ、一式工事である旨を確認したうえで工事経歴書に計上すること。

注記2-2. 発注者（公の機関に限る）から一式工事として発注された委託業務については、名称にかかわらず、総合的な企画調整、施工体制の安定的確保が求められる作業であり、主任技術者が配置され、かつその届出が発注者に提出されている場合に限り、その内訳に含まれる建設工事の内容について一式工事として扱うことができる。なお、この場合の完成工事高の計上にあたっては、その内容が明らかに建設工事でないものについては、契約金額から差し引き、建設工事に該当する分のみを計上すること。

一式工事については原則元請における許可業種であり、下請工事については各専門工事にあたりと
考えられるところ、下請工事として施工された工事が以下の1から3の全ての項目にあてはまり（注
記1）、総合的に一式工事と判断されるものについては、一式工事として扱うことができるものとしま
す。

- 1 元請からその完成を請け負う工事目的物（工作物）が複数の業種（工種）を包括するものであり、
その施工管理を任されていること。
*複数の業種（工種）を包括する工事目的物（工作物）の請負とは、独立した複数の工種（業種）から成り、
かつ複数の工種が一体となることで機能する工事目的物（工作物）の請負をいう。
- 2 施工管理において、総合的な企画、調整、指導が含まれること。
*ここでいう総合的な企画、調整、指導とは、自社が部分的に請け負った施工の範囲における施工計画の作成、
工程管理、品質管理、技術指導をいう。
- 3 自社の位置づけは一次下請であること。
施工体系（施工分担関係）における自社の位置づけは、一次下請とし、二次下請以降の下請は
認められない。

注記1. 上記の要件を満たす場合であっても、専門工事の下請として施工した建設工事については
一式工事にあらず、認められない。